

I. はじめに

I. はじめに

特定健診・特定保健指導は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき保険者には実施義務がある。この制度が平成20年度（2008年度）に開始されてから既に15年以上が経過し、何度かの改訂を経て令和6年（2024年）4月から特定健診・特定保健指導は第4期のタームに突入した。

本研究は、第4期の実施に先駆けて厚生労働省で行われた特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会（以下、検討会）、そこに設置された「健康増進に係る科学的な知見を踏まえた技術的事項に関するワーキング・グループ」での今後の方向性に関する議論を踏まえて、将来のより良い健診制度の構築のために科学的な検討を行う目的で開始された。本研究では、文献レビューやコホート研究、既存データベースの解析等を通じて問診・健診項目の予測能や有効性の検証を実施し、特定健診・特定保健指導の費用対効果分析も実施する。本研究は先行研究である厚生労働科学研究「健康診査・保健指導における効果的な実施に資する研究」の成果を引き継いで実施されており、多彩な専門領域を有する研究者が関わっている。

厚生労働省における特定健診の見直しは厳格なタイムスケジュールが設定されており、先行研究では、研究期間終了前に検討会の最大の成果物である「標準的な健診・保健指導プログラム（平成6年度版）」の完成を円滑に支援する必要があった。そこでは新しい健診項目の導入や階層化基準の変更なども検討したが、特定健診・特定保健指導は全保険者に義務化されていること、4期の計画策定までに時間がなかったことから大きな修正案の提案については見送らざるを得ず、制度改正への貢献は、現行の健診項目の判定基準の修正やフィードバック文例集のバージョンアップを行うという点にとどまった。

本研究では、現状の特定健診の有効性ととも改善すべき方向性を明らかにしていく。特定健診は、国民皆保険制度のあるわが国ではすべての国民の生活に直接的な影響を与える重要な制度である。奇しくも2025年度は、制度開始時の医療費適正化の効果を評価する目途年となっており、制度の有効性について厳しい評価が求められつつある。本研究により今後の健診制度の改正に資する貴重なエビデンスを創出していきたい。

研究代表者

慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学

教授 岡村 智教

令和7年（2025年）3月